

2021 年 3 月 29 日

住宅ローン等におけるダイバーシティの取り組みについて

めぶきフィナンシャルグループの常陽銀行（頭取 笹島 律夫）と足利銀行（頭取 清水 和幸）は、住宅ローン審査における配偶者の定義に、「同性パートナー」を含める取り扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせします。

近年、ダイバーシティ^{*1}に対する社会の関心が高まっており、LGBT^{*2}の方々への支援や、多様化する共同生活形態への理解が広がっています。住宅ローンやリフォームローンの連帯債務^{*3}や借入れ時の収入合算^{*4}における融資対象者に同性パートナーを含めることで、幅広いお客さまにご利用いただけます。

めぶきフィナンシャルグループ各社は、多様な価値観と共存できる地域社会づくりに貢献してまいります。

*1 多様な背景を持った人々が価値観を包含し受容することです。

*2 性的少数者の総称として使われる言葉です。

*3 一つのローンに対して、複数の方が「連帯」して債務を負うお借り入れ形態のことです。

リフォームローンは連帯債務の対象外となります。

*4 ローンのお借り入れ時の収入に、債務者以外のご家族の収入を合算してお借り入れすることです。

記

1. 取り扱い開始日

2021 年 3 月 29 日（月）

2. 内容

対象商品	住宅ローン、リフォームローン
対象となるお客さま	同性パートナーの方
利用可能となること	・連帯債務でのお借り入れ ・住宅ローン、リフォームローン審査における収入合算 ・夫婦連生がん団信の加入

※お申し込みに必要な書類については別紙をご参照ください。

以 上

常陽銀行	足利銀行
[茨城県にお住まいの場合] 茨城県が運営する「いばらきパートナーシップ宣誓制度」に基づく下記いずれかの資料をご提出いただきます。 ・いばらきパートナーシップ宣誓書受領証 ・いばらきパートナーシップ宣誓書受領カード ・いばらきパートナーシップ宣誓書の写し	パートナーシップ証明書*またはこれに準ずる書類
[茨城県以外にお住まいの場合] パートナーシップ証明書*またはこれに準ずる書類	

* 地方自治体が戸籍上同性であるパートナーに対して、二人のパートナーシップが婚姻と同等であると承認する証明書。

※お申し込みにあたっては、上記以外にも当行所定の書類が必要になります。また、ローンのご利用には所定の審査がございます。審査の結果、ご希望に添いかねる場合がございます。